# 令和3年度弁理士試験

短 答 式 筆 記 試 験 問 題 集

特許法第29条の2 (いわゆる拡大された範囲の先願)及び第39条(先願)に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとする。また、実用新案登録出願についても、同様とする。

- 1 **甲**は、自らがした発明**イ**を、特許請求の範囲、明細書又は図面に記載した特許出願**A** をし、その後、出願**A**は出願公開された。**Z**は、自らがした発明**イ**を、特許請求の範囲に記載して、出願**A**の出願の日後であって出願**A**の出願公開前に、特許出願**B**をした。この場合、出願**B**の出願人が、**Z**から**甲**へ名義変更されれば、出願**B**及び出願**A**の出願人が同一となるから、出願**B**は出願**A**をいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない。
- 2 甲は、特許請求の範囲に発明イが記載された特許出願Aをした。乙は、出願Aと同日に、特許請求の範囲に発明イ、及び発明イと同一でない発明口が記載された特許出願Bをした。その後、特許庁長官から、甲及び乙に協議をしてその結果を届け出るべき旨が命じられた。しかし、甲及び乙は協議をすることなく、乙は、出願Bの特許請求の範囲の記載から発明イを削除して発明口のみとする補正をし、甲及び乙は協議の結果の届出を提出しなかった。この場合、協議が成立しなかったものとみなされるから、出願A及び出願Bは、いずれも特許法第39条第2項の規定により拒絶される。
- 3 **甲**は、自らがした発明**イ**を、特許請求の範囲、明細書又は図面に記載した特許出願**A** をし、その後、出願**A**は出願公開された。**乙**は、自らがした発明**イ**を、特許請求の範囲に記載して、出願**A**の出願公開後に、特許出願**B**をした。この場合、出願**B**は、出願**A** をいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶される。
- 4 **甲**が特許請求の範囲に発明**イ**を記載して特許出願**A**をした日の後、**乙**が特許請求の範囲に発明**イ**を記載して特許出願**B**をした。出願**A**については、出願公開がされることなく、また、特許請求の範囲が補正されることなく、拒絶をすべき旨の査定が確定した。その後、出願**B**が審査される場合、特許請求の範囲に発明**イ**が記載された出願**A**の拒絶をすべき旨の査定が確定していることにより、出願**A**をした日の後に出願された出願**B** も、出願**A**を先願として特許法第39条第1項の規定により拒絶される。

**甲**は、自らがした考案**イ**を、実用新案登録請求の範囲、明細書又は図面に記載した実用新案登録出願**A**をした後、出願**A**を特許出願**B**に変更した。出願**A**について実用新案掲載公報は発行されなかった。出願**B**の特許請求の範囲、明細書又は図面には、考案**イ**と同一である発明**イ**が記載されており、出願**B**は出願公開された。**乙**は、自らがした発明**イ**を、特許請求の範囲に記載して、出願**A**の出願の日後であって出願**B**への変更前に、特許出願**C**をした。この場合、出願**C**は出願**A**又は出願**B**をいわゆる拡大された範囲の先願として拒絶されることはない。

特許権の侵害に係る損害賠償請求に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権者が、特許法第102条第1項の規定に基づいて、自己の特許権を侵害した者に対し、その侵害により自己が受けた損害の賠償を請求する場合、特許権を侵害した者が譲渡した物の数量のうち、特許権者自らが販売することができないとする事情に相当する数量に応じた額については、同条項に基づく損害の額とすることができない。
- (p) 特許権者は、過失により自己の特許権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を超える損害の賠償を請求することができるが、侵害した者に重大な過失がなかったときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参酌することができる。
- (ハ) 特許権者が、特許発明の実施に対し受けるべき金銭の額に相当する額を損害の額としてその賠償を請求するときは、裁判所は、その額を認定するに当たり、特許権者が、自己の特許権に係る特許発明の実施の対価について、当該特許権の侵害があったことを前提として当該特許権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該特許権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。
- (二) 特許権の侵害に係る損害賠償請求訴訟の終局判決が確定した後に、当該特許を無効に すべき旨の審決が確定したときは、当該訴訟の当事者であった者は、当該終局判決に対 する再審の訴えにおいて当該無効審決が確定したことを主張することができず、当該訴 訟を本案とする仮処分命令事件の債権者に対する損害賠償請求訴訟においても、当該無 効審決が確定したことを主張することができない。
- (ホ) 特許権の侵害に係る損害賠償請求訴訟において、裁判所が当該侵害の行為による損害 の計算をするため必要な事項について鑑定を命じた場合に関し、特許法には、当事者は、 正当な理由があれば、当該鑑定をするため必要な事項について鑑定人に対する説明を拒 むことができる旨の規定がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 5つ

特許法に規定する総則に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 プログラムの発明について、当該プログラムを記録した CD-ROM を輸出したとしても、 その行為は、当該発明の実施にあたらない。
- 2 拒絶をすべき旨の査定の謄本が令和3年(2021年)7月16日(金)午前10時に送達され、その送達のあった日から3月以内に拒絶査定不服審判を請求する場合、その期間の起算日は同年7月17日(土)となり、その起算日に応当する日は同年10月17日(日)となる。
- 3 法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名に おいて出願審査の請求をすること、及び訂正審判を請求することができる。
- 4 特許無効審判を請求する者が、その請求書を郵便により提出する場合において、その 郵便物の通信日付印により表示された日時が明瞭であるときは、その日時に、当該請求 書が特許庁に到達したものとみなされる。
- 5 審決の謄本の送達後に中断した手続について、受継の申立てがあった場合、特許庁長官又は審判官は、受継を許すときを除き、当該受継の申立てについての決定をしなければならない。

審決等に対する訴えに関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 拒絶査定不服審判の請求と同時に、特許請求の範囲の減縮を目的とする補正をした場合において、願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてするものでないとして当該補正が決定により却下されたとき、当該決定について不服のある審判請求人は、東京高等裁判所に、補正の却下の決定に対する訴えを提起することができる。
- (中) 複数の者が共同して請求した特許無効審判につき、請求は成り立たない旨の審決がされた場合、当該審決に対する取消訴訟は、その特許無効審判の請求をした者の全員が共同して提起しなければならない。
- (ハ) 特許無効審判の請求に対し、不適法な審判の請求であってその補正をすることができないものであることを理由に、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、請求を却下する審決がなされた場合、請求人は、審決取消訴訟を提起するに当たって、被請求人ではなく特許庁長官を被告としなければならない。
- (二) 特許庁長官は、特許無効審判の審決に対し取消訴訟が提起された旨の通知を裁判所から受けたときは、審判手続の記録を裁判所に送付しなければならない。
- (本) 特許出願に対し、当該特許出願前に公知事実Aによって公然知られた発明であること のみを理由とする拒絶をすべき旨の査定がなされ、これに対する拒絶査定不服審判の請求を成り立たないとする審決がなされた場合、この審決に対する取消訴訟において、裁判所が、上記公知事実Aとは異なる公知事実Bによって公然知られた発明であるという拒絶の理由を発見したときは、当該拒絶の理由に関する主張立証の機会を当事者に与えた上であれば、当該拒絶の理由により、請求棄却の判決をすることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

特許出願の審査及び出願公開に関し、次の(4)~(3)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 審査官**甲**が通知した拒絶の理由に対して出願人**乙**が意見書及び手続補正書を提出する 直前に、出願人**乙**は、審査官**甲**が出願人**乙**の配偶者の伯父であることを知った。この場 合、出願人**乙**は審査官**甲**の忌避を申し立てることができる。
- (中) 特許出願人が、特許法第65条第1項に規定する補償金の支払いを請求する場合は、必ず特許出願に係る発明の内容を記載した書面を提示して警告をしなければならない。
- (ハ) 審査官が拒絶をすべき旨の査定をしようとする場合は、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならないが、特許法第53条第1項に規定する補正の却下の決定をするときは、この限りでない。
- (二) 拒絶の理由の通知は、文書をもって行い、かつ、理由を付さなければならないことが 特許法において規定されている。
- (本) 特許出願について拒絶をすべき旨の査定となる理由のうち、特許を無効にする理由となるものは、特許法第36条第6項第4号に規定する要件(いわゆる特許請求の範囲の記載に関する委任省令要件)違反、特許法第37条に規定する発明の単一性の要件違反及び特許法第17条の2第4項に規定する要件(いわゆる技術的特徴の異なる別発明への補正の禁止)違反以外の理由のすべてである。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 9
- 5 5つ

特許出願に関する優先権に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。 ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

また、以下において、「国内優先権」とは、特許法第 41 条第 1 項に規定する優先権をい うものとする。

- (イ) 国内優先権の主張を伴う出願をする場合に、先の出願が特許法第30条第2項の規定の 適用を受けているとき、この国内優先権の主張を伴う出願は、新規性を喪失した時点か ら1年以内でなくても、先の出願から1年以内に特許出願をすれば、特許法第30条第3 項に規定する同条第2項の規定の適用を受けようとする旨を記載した書面を改めて提出 することなく、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる。
- (p)優先権の主張の基礎とされた先の出願が国内出願であり、優先権の主張を伴う後の出願が日本国を指定国に含む国際出願(いわゆる自己指定)である場合、優先日から30月を経過する前はその優先権の主張を取り下げることができる。
- (ハ) 国内優先権の主張の基礎とされた先の国際特許出願は、国内処理基準時又は国際出願 日から経済産業省令で定める期間を経過した時のいずれか遅い時に取り下げたものとみ なされる。
- (二) **甲**が、特許出願Aに係る発明**イ**の特許を受ける権利を**乙**に譲渡し、その旨を特許庁長官に届け出た後、**乙**は、出願Aの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載された発明**イ**に基づいて国内優先権の主張を伴う特許出願**B**をすることができる。
- (本) 国際出願日に特許協力条約に拘束されるすべての締約国を指定した国際出願において、日本国の国内出願を基礎として優先権を主張した場合、国際出願の指定国から日本国を除外する手続を国内出願の出願日から14月以内に行ったときに限り、国内出願のみなし取下げを回避することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5つ

特許異議の申立てに関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 審判長は、特許異議申立人が納付すべき手数料を納付しないことを理由に申立てを却下しようとするときは、当該特許異議申立人にその申立てを却下する理由を通知し、相当の期間を指定して、弁明書を提出する機会を与えなければならない。
- (p) 特許権に関し利害関係を有する者は、当該特許権に係る特許異議の申立てについての 決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができ、その 参加人は当該特許異議の申立てについての一切の手続をすることができる。
- (ハ) 特許異議の申立ての審理への参加の申請についての審判による決定に対しては、不服 を申し立てることができない。
- (二) 特許権者又は参加人は、取消理由通知に対して意見書を提出した後であっても、審判官を忌避することができる場合がある。
- (ホ) 特許がその発明について特許を受ける権利を有しない者の特許出願に対してされたときは、そのことを理由として特許異議の申立てをすることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5 つ

特許異議の申立てについての審理における訂正の請求に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正 しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許異議の申立てがされていない請求項に係る明瞭でない記載の釈明を目的とする訂正は、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない。
- (p) 誤記又は誤訳の訂正を目的とする訂正は、願書に最初に添付した明細書、特許請求の 範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてしなければならない。
- (ハ) 訂正の請求があった場合は、特許異議申立人から意見書の提出を希望しない旨の申出があるときを除き、審判長は、特許の取消しの理由を記載した書面並びに訂正の請求書及びこれに添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面の副本を特許異議申立人に送付し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- (二) 特許権者は、専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に 限り、訂正の請求をすることができる。
- (ホ) 訂正の請求がなされ、当該訂正を認めて特許を維持する旨の決定がなされたときは、 当該訂正後における明細書、特許請求の範囲又は図面により特許出願、出願公開、特許 をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5つ

特許を受ける権利及び特許法に規定する実施権等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 仮通常実施権は、その特許出願に係る発明の実施の事業とともにする場合又は特許を 受ける権利を有する者(仮専用実施権に基づいて取得すべき専用実施権についての仮通 常実施権にあっては、特許を受ける権利を有する者及び仮専用実施権者)の承諾を得た 場合に限り、移転することができる。
- 2 仮専用実施権に係る特許出願について、特許法第44条第1項の規定による特許出願の 分割があった場合は、当該仮専用実施権の設定行為に別段の定めがあるときを除き、当 該特許出願の分割に係る新たな特許出願に係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき 特許権については、新たに仮専用実施権の設定がされない限り、仮専用実施権は生じな い。
- 3 特許を受ける権利は、質権の目的とすることができないが、抵当権の目的とすること や譲渡担保の目的とすることはいずれもできる。
- 4 甲及び乙の先の共同出願Aに係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、甲及び乙が合意した上で丙が仮通常実施権の許諾を得ていたところ、出願Aに基づいて特許法第 41 条第1項の規定によるいわゆる国内優先権の主張を伴う甲及び乙の新たな共同出願Bがされた。なお、丙の仮通常実施権の設定行為に別段の定めはない。ここで出願Bについての丙の仮通常実施権について、乙が反対の意思を表示した。この場合、出願Bに係る特許を受ける権利に基づいて取得すべき特許権について、出願Aについての仮通常実施権の設定行為で定めた範囲内で、仮通常実施権が許諾されたものとみなされる。
- 5 許諾による通常実施権は、その発生後の特許権の譲受人に対してその効力を有するが、 職務発明について従業者が特許を受けた場合、その特許権について使用者が有する通常 実施権は、その発生後の特許権の譲受人に対してその効力を有しない。

特許法に規定する明細書等の補正に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。

また、以下において、「最初の拒絶理由通知」とは、特許法第17条の2第1項第1号に 規定する「最初に受けた」拒絶理由通知をいうものとする。

- (イ) 外国語特許出願について誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をした後は、国際出願日における外国語特許出願の明細書若しくは図面(図面の中の説明に限る。)の翻訳文、国際出願日における外国語特許出願の請求の範囲の翻訳文又は国際出願日における外国語特許出願の図面(図面の中の説明を除く。)に記載した事項の範囲内に限り、補正をすることができる。
- (p) 訂正審判の請求人は、審判長が審理の終結を通知した後に職権で審理の再開をした場合、その後更に審理の終結が通知される前はいつでも、訂正審判の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる。なお、特許異議の申立てはされておらず、特許無効審判は請求されていないものとする。
- (ハ) 2以上の発明を包含する特許出願Aの一部を分割して新たな特許出願Bとした場合において、出願Bについて最初の拒絶理由通知と併せて特許法第50条の2の規定による通知を受け、特許出願人が特許法第17条の2第5項第2号に規定する特許請求の範囲の減縮を目的とする補正をするとき、補正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定される発明が特許出願の際独立して特許を受けることができるものでなければならない。
- (二) 特許法第41条第4項に規定された書面を提出することにより優先権を主張した場合、 当該主張の取下げの手続は、その書面の補正をすることにより行うことができる。
- (ホ) 外国語書面出願の出願人は、誤訳訂正書により誤訳の訂正を目的として補正をした 後、さらに同じ箇所について誤訳の訂正を目的としない補正を行う場合、翻訳文又は当 該補正後の明細書、特許請求の範囲若しくは図面に記載した事項の範囲内において、再 度誤訳訂正書の提出及び手数料の納付を行うことなく手続補正書により補正をすること ができる。

- 1 10
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 5 つ

特許法若しくは実用新案法に規定する訴訟又は特許料に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 拒絶査定不服審判の請求を成り立たないとする審決に対する取消訴訟において、その 審決を取り消す判決が確定したときは、審判官は、更に審理を行い、審決をしなければ ならないが、特許を取り消すべき旨の決定に対する取消訴訟において、その決定を取り 消す判決が確定したときは、審判官により更に審理が行われることなく、その特許が維 持される。
- 2 実用新案登録無効審判の審決に対する取消訴訟においては、裁判所は、特許庁長官に対し、当該事件に関する実用新案法の適用その他の必要な事項について、意見を求めることはできない。
- 3 請求項1及び請求項2からなる特許につき、請求項1の削除を目的とする訂正審判の 請求がなされ、訂正をすべき旨の審決が確定したとき、既納の特許料のうち、訂正をす べき旨の審決が確定した年の翌年以後の各年分の特許料の一部は、納付した者の請求に より返還する。
- 4 通常実施権者が、特許権者の了解を得て特許料を納付した場合、特許権者に対して、 費用のすべてについて償還を請求することができる。
- 5 第4年以後の各年分の特許料について、免除又は納付の猶予を受けていない特許権者が、特許料を納付期間内に納付しなかった場合において、納付期間の経過後6月以内に特許料及び割増特許料の納付をしたときでも、納付期間の経過から特許料及び割増特許料の納付までの間におけるその特許発明の実施には、特許権の効力は及ばない。

特許法に規定する再審に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権者は、その特許権について専用実施権を設定し、その登録をした。その後、特 許権者は、第三者が請求した特許無効審判において当該第三者と共謀し、専用実施権者 の権利を害する目的をもって特許を無効にすべき旨の審決を受け、それが確定した。こ の場合、当該専用実施権者は、その確定審決に対し再審の請求をすることができる。
- (p) 確定審決に対する再審の請求は、当該再審の請求人が送達により審決があったことを 知った日の翌日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、当該再審の請求 人は法律の規定に従って代理されていたものとする。
- (ハ) 特許無効審判の確定審決に対する再審においては、当該再審の請求人が申し立てない 理由についても、審理することができる。
- (二) 無効にした特許に係る特許権が再審により回復した場合において、その特許が物の発明についてされているときは、特許権の効力は、特許無効の審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に輸入し、又は日本国内において生産し、若しくは取得した当該物には、及ばない。
- (本) 万年筆の製造方法に関する特許が無効になり、その特許に係る特許権が再審によって 回復した場合において、特許無効の審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本 国内において当該万年筆の製造方法を事業として実施していた者は、その特許権につい て通常実施権を有し、特許権の回復後も引き続いて当該万年筆を製造することができる 場合がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 なし

特許出願の分割・変更に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。 ただし、特に文中に示した場合を除いて、特許出願は、外国語書面出願、国際出願に係る特許出願、特許出願の分割に係る新たな特許出願、出願の変更に係る特許出願又は実用新案登録に基づく特許出願ではなく、取下げ、放棄又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされておらず、いかなる優先権の主張も伴わないものとし、文中に記載した優先権の主張は取り下げられていないものとする。また、意匠登録出願についても、同様とする。

また、以下において、「国内優先権」とは、特許法第 41 条第 1 項に規定する優先権をい うものとする。

- (イ) 特許出願が、拒絶査定不服審判の請求と同時に明細書等の補正がされ、いわゆる前置審査により特許をすべき旨の査定がされた場合、拒絶をすべき旨の最初の査定の謄本の送達があった日から3月を経過した後でも、特許をすべき旨の査定の謄本の送達があった日から30日以内であれば、その特許出願は、出願の分割をすることができる。
- (p) 甲は、特許請求の範囲に発明イ、明細書又は図面に発明イ及び口が記載された特許出願Aをした。その後、甲は、出願Aを基礎とする国内優先権の主張を伴って、特許請求の範囲に発明イ、明細書又は図面に発明イ、口及びハが記載された特許出願Bをした。そして、甲は、出願Bを分割して、特許請求の範囲に発明ハ、明細書又は図面に発明イ、口及びハが記載された新たな特許出願Cをした。この場合、出願Cは、出願Aをした時にされたものとみなされる。
- (ハ) 甲は、特許請求の範囲に発明イ、明細書又は図面に発明イ及び口が記載された特許出願Aをした。その後、甲は、出願Aを分割して、特許請求の範囲に発明口、明細書又は図面に発明口が記載された新たな特許出願Bをし、出願Bは出願公開された。そして、甲は、出願Aを基礎とする国内優先権の主張を伴って、特許請求の範囲に発明イ、明細書又は図面に発明イ、口及びハが記載された特許出願Cをし、出願Cは出願公開された。一方、乙は、出願Aと出願Bとの間に、特許請求の範囲に発明口が記載された特許出願Dをした。この場合、出願Dは、出願Bの存在を理由にしても、出願Cの存在を理由にしても、いずれも、特許法第29条の2(いわゆる拡大された範囲の先願)の規定に基づき拒絶される。なお、甲及び乙は、自らがした発明のみを出願したものとする。

- (二) 甲は、特許請求の範囲に発明イ及び口が記載された特許出願Aについて、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるため、当該規定の適用を受けたい旨を記載した書面及び発明イ及び口が当該規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面の提出を適法に行った。その後、甲は、出願Aを分割して、特許請求の範囲に発明イが記載された新たな特許出願Bをした。この場合、甲は、出願Bの出願と同時に、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面を提出し、かつ、出願Bの出願日から30日以内に、発明イが当該規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面を提出しなければならない。
- (ホ) 意匠登録出願を特許出願に変更した後、その特許出願を基礎とする国内優先権を主張することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 5つ

訂正審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 訂正審判の請求書における請求の理由を、誤記の訂正を目的とする訂正から、明瞭でない記載の釈明を目的とする訂正に変更する補正は、認められない。
- 2 訂正審判の請求は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決の謄本の送達後は、取り下げることはできない。
- 3 二以上の請求項に係る特許について、特許無効審判と訂正審判とが同時に特許庁に係属している場合、一部の請求項について特許無効審判の請求が取り下げられたときは、 当該一部の請求項について請求されていた訂正審判の請求は取り下げられたものとみな される。
- 4 特許権について専用実施権を有する者は、当該特許権について訂正審判を請求することはできないが、当該特許権を有する者が請求した訂正審判に参加することはできる。
- 5 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面のほか、要約書の訂正 をすることについて訂正審判を請求することができる場合がある。

特許権及び特許法に規定する実施権等に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、その持分を目的として質権を設定し、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができないが、契約で別段の定めをした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。
- (ロ) すべての通常実施権は、特許権者の承諾があれば移転することができる。
- (ハ) 特許権を目的とする質権は、特許権の対価又は特許発明の実施に対しその特許権者が 受けるべき金銭その他の物に対しても、行うことができる。
- (二) 専用実施権者は、質権者又は特許法第77条第4項の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得れば、専用実施権を常に放棄することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

特許法に規定する拒絶査定不服審判又は特許法第 162 条に規定する審査(いわゆる前置審査)に関し、次の(4)~(4)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (4) ある特許出願について、特許法第29条第2項(いわゆる進歩性)の規定のみにより拒絶をすべき旨の査定がなされた。その後、当該特許出願について補正されることなく拒絶査定不服審判が請求された場合において、審判官は、特許法第36条第6項第2号(いわゆる明確性)の要件を満たさないことにより拒絶をすべきものと判断した。この場合、請求人に明確性の要件に関する拒絶の理由が通知されることなく、審判請求は成り立たない旨の審決がなされる場合がある。
- (p) 審判官は、特許法第67条第4項に規定する特許権の存続期間の延長登録の出願(いわゆる医薬品等の延長登録出願)に係る事件について、その特許権に係る特許出願の審査において、その査定に審査官として関与したときは、その職務の執行から除斥される。
- (ハ) 拒絶査定不服審判の請求前に行った補正が、特許法第17条の2第3項(いわゆる新規 事項の追加の禁止)に規定する要件を満たしていない場合であっても、拒絶査定不服審 判において、その補正が却下されることはない。
- (二) ある特許出願についての拒絶査定不服審判の審決に対する取消訴訟において審決を取り消す判決が確定し、その後、更に当該拒絶査定不服審判の審理が行われ、当該出願について特許をすべき旨の審決がなされた。この場合の当該拒絶査定不服審判に関する費用は、特許庁長官が負担する。
- (本) 特許法第67条第2項に規定する特許権の存続期間の延長登録の出願(いわゆる期間補償のための延長登録出願)について拒絶をすべき旨の査定がなされ、これに対する拒絶査定不服審判の請求と同時に、当該出願の願書に添付した期間の算定の根拠を記載した書面について補正があったときは、特許庁長官は、審査官にその請求を審査させなければならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 なし

実用新案登録出願及び実用新案登録に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 実用新案登録に基づく特許出願の特許出願人は、その特許出願を実用新案登録出願に 変更することができる。
- 2 実用新案権者でない者から実用新案技術評価の請求があった後、実用新案技術評価書が作成される前に、その請求に係る実用新案登録に基づいて特許出願がされた。この場合、特許庁長官は、審査官にその請求に係る実用新案技術評価書を作成させなければならない。
- 3 実用新案権者は、実用新案法第13条第3項の規定による最初の実用新案技術評価書の 謄本の送達があった日から2月を経過したとき、及び実用新案登録無効審判について実 用新案法第39条第1項の規定により最初に指定された期間を経過したとき、を除き、実 用新案登録請求の範囲の減縮、誤記の訂正、明瞭でない記載の釈明、他の請求項の記載 を引用する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること、又は請 求項の削除のいずれを目的とする場合も、願書に添付した明細書、実用新案登録請求の 範囲又は図面の訂正を1回に限りすることができる。
- 4 法人でない社団又は財団であって、代表者又は管理人の定めがあるものは、その名において実用新案登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることができる。
- 5 特許出願の基礎とされた実用新案登録について、その特許出願をした後に、実用新案 技術評価を請求することができる。

特許要件及び特許出願に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (4) ウェブページへのアクセスにパスワードが必要である場合であっても、そのウェブページに掲載された発明が、特許法第29条第1項第3号に掲げる「電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった発明」に該当する場合がある。
- (p) 特許請求の範囲に請求項を1つのみ記載した出願であれば、特許法第37条に規定する「発明の単一性の要件」は満たされる。
- (ハ) **甲**は、外国語書面出願をするにあたり、**甲**が外国においてした特許出願を参照すべき 旨を主張する方法により、願書に明細書及び必要な図面を添付せずに、特許出願をする ことができる。
- (二) 在外者である**甲**は、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けたい旨を記載した書面を特許出願と同時に提出した。**甲**の責めに帰することができない理由により、**甲**は、特許出願の日から30日以内に、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる発明であることを証明する書面の提出ができなかった。当該特許出願をした日から8月後、かつ、**甲**の責めに帰することができない理由がなくなった日から1月後に、その証明する書面を特許庁長官に提出すれば、発明の新規性の喪失の例外の規定の適用を受けられることがある。
- (本) 特許出願人により、願書に添付した特許請求の範囲について補正がされた結果、特許請求の範囲の請求項1の記載を引用する請求項2及び特許請求の範囲の請求項1の記載を引用する請求項3に、同一の発明が記載されることとなった。請求項2に係る発明と請求項3に係る発明とが同一である記載となることは、拒絶の理由にならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

特許無効審判又は特許無効審判における訂正の請求に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許無効審判において、審決の予告をするときは、審判長は、被請求人に対し、相当 の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 2 一群の請求項のすべての請求項について特許無効審判が請求され、それに対し、当該 一群の請求項のすべての請求項について訂正の請求がなされた。その後、当該一群の請求項のうち一部の請求項について特許無効審判の請求が取り下げられた場合、当該一群 の請求項のすべての請求項について訂正の請求が取り下げられたものとみなされる。
- 3 特許法第 184 条の 4 第 1 項に規定される外国語特許出願に対して、特許法第 17 条の 2 第 3 項 (いわゆる新規事項の追加の禁止) に規定する要件を満たしていない補正がなされた上で特許がされたことを理由として、当該特許を無効にすることについて特許無効審判を請求することができる。
- 4 特許無効審判の請求人が提出した、特許を無効にする根拠となる事実を立証するため の実験成績証明書に、当該特許無効審判の請求人が保有する営業秘密が記載された旨の 申出が当該請求人からあった場合には、審判長は、当該実験成績証明書の閲覧を制限す ることができる。
- 5 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求すること ができる期間内であれば、訂正の請求書に添付した訂正した明細書、特許請求の範囲又 は図面について補正をすることができる。

特許法に規定する審判に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許無効審判における口頭審理は、公開して行う。ただし、審判長が必要があると認めるときは、公開しないで行うことができる。
- 2 審判の結果について利害関係を有する者は、当事者又は参加人に該当しない場合であっても、審判の係属中、証拠保全の申立てをすることができる。
- 3 審判長は、当事者又は参加人が、法定又は指定の期間内に手続をしないときであって も、審判手続を進行することができるが、当該審判手続を進行するに際し、当事者又は 参加人に意見を申し立てる機会を与えなければならない。
- 4 特許無効審判において参加の申請があったときは、その決定は、当該特許無効審判の 3人又は5人の審判官の合議体が行う。
- 5 審決の謄本は、審判長が、当事者、参加人及び審判に参加を申請してその申請を拒否 された者に送達しなければならない。

組物及び内装の意匠に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 複数の建築物からなる意匠は、組物の意匠として意匠登録を受けることができる場合がある。
- (p) 飲食用ナイフ、飲食用フォーク及び飲食用スプーンにおいて、それぞれの持ち手の部分に同一の模様があらわされているとき、意匠に係る物品を「一組の飲食用具セット」とし、その模様があらわされた部分について、意匠登録を受けることができる場合がある。
- (ハ) 組物に係る意匠登録出願について組物全体として統一がないという拒絶理由の通知がされた場合、その出願が審査、審判又は再審に係属していれば、その出願の一部を分割して新たな意匠登録出願とすることができる。
- (二) 「一組の飲食用容器セット」の意匠について、個々の物品にそれぞれ「松」、「竹」、「梅」の模様のみをあらわし、同一の模様をあらわさない場合、一意匠として出願し、 意匠登録を受けることができる場合はない。
- (ホ) 店舗、事務所その他の施設の内部の設備及び装飾(以下「内装」という。)を構成する物品、建築物又は画像に係る意匠は、内装全体として統一的な美感を起こさせるものであれば、意匠法第8条の2に規定する一意匠として出願し、意匠登録を受けることができ、同条に「同時に使用される二以上の物品、建築物又は画像」という規定はない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 なし

意匠法第4条(意匠の新規性の喪失の例外)に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、設問で記載した以外の出願は考慮しないものとする。

- 1 甲は、意匠イとこれに類似する意匠口を創作して、両方を公開した。甲は、公開後1年以内に、意匠イについて意匠登録出願Aをし、意匠口について意匠イを本意匠とする関連意匠として意匠登録出願Bをした。甲は、出願Aをするに際し、公開した意匠イのみについて新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続を行い、また、出願Bをするに際し、公開した意匠口のみについて新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続を行えば、出願A及び出願Bについて、意匠イ及び意匠口の公開を理由とする意匠法第3条に規定する新規性要件違反による拒絶を回避することができる。
- 2 **甲**は、開発した新製品について特許出願 A をし、その3月後に、当該新製品の販売により意匠を公開した。販売後、**甲**は、特許出願 A を意匠登録出願 B に出願変更した。出願 A が出願 B に適法に出願変更された場合、出願 B について新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続を行わなければ、出願 B について、**甲**自らの販売を理由とする意匠法第3条に規定する新規性要件違反による拒絶を回避することができない。
- 3 甲は、「マスク」の意匠**イ**を創作し、インターネット上で公開した。その3月後、**乙**は、独自に創作した意匠**イ**に類似する「マスク」の意匠**ロ**を公開した。その後、**甲**は、単独で、意匠**イ**の公開から1年以内に、意匠**イ**に係る意匠登録出願をした。このとき、**甲**は、意匠**イ**及び意匠**ロ**についての新規性の喪失の例外の規定の適用を受けることができる。なお、この設問において、意匠登録を受ける権利の承継はないものとする。
- 4 甲は、意匠**イ**を創作し、インターネット上で公開した。その3月後、**甲**は、その意匠 **イ**について、日本国を指定締約国の一つとした、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基 づく国際出願をした。その国際出願は、国際公表後に、日本国特許庁に国際意匠登録出 願として係属している。**甲**は、その国際意匠登録出願について、意匠法第4条第2項の 規定の適用を受けようとする旨の書面を、国際公表後、経済産業省令で定める期間内に 日本国の特許庁長官に提出することができる。
- 5 **甲**は、**X**国において意匠**イ**に係る新製品を販売して、その意匠を公開した後、**X**国において意匠**イ**に係る意匠登録出願をし、その出願について**X**国における新規性の喪失の例外の規定の適用を受けた。その後、**甲**が、**X**国への意匠登録出願を基礎とするパリ条約による優先権を主張して日本国の特許庁に意匠登録出願をした場合、その出願は、日本国で新規性の喪失の例外の規定の適用を受けるための手続をしなくても、当該優先権の主張により、当該新製品の販売によっては新規性が喪失していないものとして取り扱われる。

意匠法第3条又は意匠法第3条の2(意匠登録の要件)に関し、次のうち、正しいものは、 どれか。

ただし、設問で記載した以外の拒絶理由は考慮しないものとする。また、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 生産設備を持たない甲社は、「スマートフォン」の新製品を設計し、**乙**社に同「スマートフォン」の試作品製作を依頼した。この際、同「スマートフォン」の意匠**イ**を**乙**社の多数の従業員に開示することとなったが、その開示前に甲社と**乙**社との間で同「スマートフォン」の意匠に関する秘密保持契約が締結されていた。その後、甲社が意匠**イ**について意匠登録出願**A**をした場合、出願**A**は、**乙**社の多数の従業員に意匠**イ**が開示されたことを理由に意匠法第3条第1項第1号の「公然知られた意匠」に該当するとして拒絶される。
- 2 **甲**は、「テーブル」の意匠**イ**について意匠登録出願**A**をした。しかし、出願**A**の出願 目前に出願され、出願**A**の出願日後に意匠公報に掲載された、**乙**の意匠登録出願**B**に係 る「一組の家具セット」の意匠**口**が存在し、その意匠**口**の構成物品である「テーブル」 の意匠と意匠**イ**は類似している。この場合、出願**A**は、出願**B**を理由として意匠法第3 条の2の規定によって拒絶されることはない。
- 3 甲及び乙は、特定の「消毒液散布機」に使用する、使い捨ての「消毒液タンク」の意匠 イについて意匠登録出願 A の共同出願をした。一方、甲は、出願 A の出願日前に「消毒液散布機」の意匠口について意匠登録出願 B をし、出願 A の出願日後に意匠登録され、意匠公報が発行された。当該公報には意匠口の一部として意匠 イが開示されていた。出願 A と出願 B が、同じ創作者 丙から正当に意匠登録を受ける権利を承継した者による出願であった場合、創作者同一であるから、出願 A は、出願 B を理由として意匠法第3条の2の規定によって拒絶されることはない。
- 4 甲は、「自転車」の意匠イについて意匠登録出願Aをした。しかし、出願Aの出願日前に出願され、出願Aの出願日後に意匠公報に掲載された、意匠イの一部であるサドル部分と類似する「自転車用サドル」の意匠口について乙の意匠登録出願Bが存在した。出願Bには自転車用サドルのみが記載されていた。この場合、出願Aは、出願Bを理由として意匠法第3条の2の規定によって拒絶される。

**甲**は、「腕時計」のベルトの部分について意匠登録を受けようとする意匠**イ**について 意匠登録出願**A**をした。しかし、出願**A**の出願日前に出願された、**乙**の意匠登録出願**B** に係る「腕時計」の意匠**口**が存在し、その「腕時計」の意匠の一部であるベルトの部分 と意匠**イ**のベルトの部分は類似している。この場合、**乙**の出願**B**を知った**甲**は、**乙**と交 渉し、出願**B**についての意匠登録をすべき旨の査定の前までに出願**A**及び出願**B**を**甲**及 び**乙**の共同出願とする手続をすれば、出願**A**は、出願**B**を理由として意匠法第3条の2 の規定によって拒絶されない。

意匠登録出願の願書又は願書に添付する図面等に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (4) 本の「しおり」の意匠登録出願をするにあたり、図面又は図面に代えて写真若しくは ひな形を提出する以外の方法はない。
- (p) 意匠法第6条第3項の規定によれば、需要者が意匠に係る建築物の材質又は大きさを 理解することができないためその意匠を認識することができないときは、その意匠に係 る建築物の材質又は大きさを願書に記載しなければならない。
- (ハ) 機器の操作の用に供される画像のデザインを制作しているところ、制作したデザイン 全体としては、各種入力操作に応じて画像が**イ**から**ロ、ハ**の順に変化するものであるが、 その中で**イ**の画像のみについて意匠登録を受けようとする場合には、願書にはその変化 の前後にわたる画像についての説明を記載しなくてもよい。
- (二) 長靴の靴底部分について意匠登録を受けようと考えている。図面を作成する際、意匠登録を受けようとする靴底部分を実線で描いたうえで、長靴の靴底部分であることがわかるように、靴底部分以外の長靴全体を破線で描いた図面を作成した。この図面を用いて意匠登録出願をする際、願書の意匠に係る物品の欄は、靴底部分の意匠の権利化を考えているのであるから「長靴用靴底部分」と記載しなければならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 なし

意匠登録出願の補正及び補正の却下の決定に関し、次の(イ)~(ニ)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (イ) 図面について補正をしたところ、審査官により補正の却下の決定がされた。そこで、 出願人は、補正却下決定不服審判を請求した。審判においてこの図面における補正が要 旨を変更するものであるか否かの審理を行っているところであるため、審理結果が通知 されるまでは、さらに図面の補正を行うことはできない。
- (p) パリ条約第4条D(1)の規定により優先権を主張して、意匠**イ**について意匠登録出願**A**をした。ところが、提出した優先権証明書の図面には、意匠**イ**とは意匠の要旨が異なる意匠**ロ**が記載されていたため、出願**A**の図面の記載を意匠**イ**から意匠**ロ**に変更する補正をしたが、これは優先権証明書に記載の意匠に合わせただけであるため、この補正が却下されることはない。
- (ハ) 意匠登録出願人がした補正に対して、審査官は、補正の却下の決定をしようとする場合、出願人に意見書を提出する機会を与えなければならない。
- (二) 願書に添付した図面についてした補正が要旨を変更するものと意匠権の設定登録があった後に認められた場合、補正が要旨を変更するものであったという理由のみでその意匠登録が審判によって無効にされる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 なし

甲は、意匠**イ**について意匠登録出願**A**をし、意匠権の設定登録がされた。その後、**甲**は 意匠**イ**に類似する意匠**ロ**について、出願**A**の意匠**イ**を本意匠とする関連意匠として意匠登 録出願**B**をした。

上記を前提として、次のうち、誤っているものは、どれか。

ただし、設問で記載した以外の出願は考慮しないものとする。また、特に文中に示した場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 **甲**が、意匠登録出願**A**の意匠権を、意匠登録出願**B**の出願後であって意匠登録をすべき旨の査定を受ける前に放棄した場合、出願**B**に係る意匠**口**は、意匠**イ**を本意匠とする関連意匠として意匠登録される場合はない。
- 2 意匠登録出願Aの出願後であって、意匠登録出願Bの出願前に、他人**乙**が、意匠**ハ**に 係る意匠登録出願**C**をした。意匠**ハ**は、意匠**ロ**と類似するが、意匠**イ**とは非類似である。 この場合、出願**B**は、出願**C**を理由に拒絶されない。なお、出願**C**は拒絶理由がなく意 匠権の設定登録がされるものとする。
- 3 意匠登録出願Aの出願後であって、意匠登録出願Bの出願前に、**甲**が意匠**ハ**に係る物品を製造・販売し、意匠**ハ**は公知となった。意匠**ハ**が意匠**ロ**と類似する場合、出願Bは新規性の喪失の例外の規定の適用を受けなくても、意匠**ロ**は意匠登録される場合がある。
- 4 意匠登録出願Aの出願後であって、意匠登録出願Bの出願前に、甲の意匠ハに係る意匠登録出願Cがあった。意匠ハの一部と意匠口が類似し、意匠ハと意匠イは非類似で、意匠ハと意匠口も非類似である。出願Cは、秘密意匠についてのものであり、意匠権の設定登録がされ、出願Cについての意匠法第20条第3項に規定される公報(ただし、第4号に掲げる事項の掲載を除く。)が発行された。その後、出願Bが出願され、さらに後日、出願Cについて、同法第20条第3項第4号に掲げる事項が掲載される公報が発行された。この場合、出願Bは、出願Cを理由として同法第3条の2の規定で拒絶されることはない。なお、出願Bに他の拒絶理由はない。
- 5 意匠口について、意匠**イ**を本意匠とする関連意匠として意匠権の設定登録がされた場合、当該関連意匠の意匠権は、意匠登録出願**A**の出願日から25年を超えて存続しない。

意匠法における、先願及び分割出願に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。 ただし、設問で記載した以外の出願は考慮しないものとする。また、特に文中に示した 場合を除き、意匠登録出願は、いかなる優先権の主張も伴わず、秘密意匠に係るものでも、 分割又は変更に係るものでも、補正後の意匠についての新出願でも、冒認の出願でもなく、 かつ、放棄、取下げ又は却下されておらず、査定又は審決が確定しておらず、いかなる補 正もされていないものとし、また、名義変更、秘密にする期間の変更は行わないものとし、 ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく特例を考慮しないものとする。

- 1 甲の意匠**イ**に係る意匠登録出願**A**と、**乙**の意匠**口**に係る意匠登録出願**B**とが同日にされた。意匠**イ**と意匠**ロ**とは類似しないが、意匠**イ**に類似する意匠が、意匠**ロ**にも類似する場合、**甲**と**乙**が意匠法第9条第4項の規定に基づく協議指令を受ける場合はない。
- 2 甲の意匠**イ**に係る意匠登録出願**A**と、**乙**の意匠**口**に係る意匠登録出願**B**とが同日の出願であって、意匠法第9条第2項に規定する協議が成立せず、出願**A**、**B**共に拒絶をすべき旨の査定が確定した。その後、**甲**が意匠**イ**に類似する意匠**ハ**に係る意匠登録出願**C**をした場合、意匠**ハ**について意匠登録を受けることができる。
- 3 意匠登録出願において、「使用状態を示す参考図」に複数の意匠が記載されていた。 この場合、「使用状態を示す参考図」のみに記載された意匠を、意匠法第10条の2に規 定する意匠登録出願の分割によって、新たな意匠登録出願とすることはできない。
- 4 甲は、意匠イについて、令和3年(2021年)6月1日に、ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく日本国を指定締約国とする国際出願Aをし、その後、甲が国際出願Aの不備を補い、意匠イは、同年6月7日を国際登録の日として国際登録され、同年12月7日に国際公表された。乙は、同年6月3日に、意匠口について意匠登録出願Bをした。意匠イと意匠口が類似する場合、意匠口に係る出願Bは、意匠イに係る国際出願Aに基づく国際意匠登録出願を理由として拒絶されない。
- 5 **甲**は、飲食用ナイフ、飲食用フォーク及び飲食用スプーンからなる「一組の飲食用具セット」に係る組物の意匠**イ**について意匠登録出願**A**をした。次に、**乙**は、「飲食用フォーク」の意匠**口**について意匠登録出願**B**をした。その後、出願**A**について、意匠**イ**が組物全体として統一がない旨の拒絶理由の通知がされたので、**甲**は、組物の意匠**イ**の構成物品である「飲食用フォーク」の意匠**ハ**について意匠法第10条の2に規定する新たな意匠登録出願**C**を適法に行った。意匠**口**と意匠**ハ**が類似する場合、出願**C**は、出願**B**を理由として拒絶されない。

意匠権の実施権に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 **甲**は、意匠**イ**を基礎意匠とする関連意匠**ロ**について意匠権の設定登録を受けた。**甲**が、 意匠**ロ**の意匠権について**乙**に対して通常実施権を許諾するためには、同時に意匠**イ**について**る**に対して通常実施権を許諾しなければならない。
- 2 **甲**は、意匠**イ**について意匠登録出願をした。**甲**は、意匠**イ**について取得すべき意匠権 について、**乙**に仮専用実施権を設定することができる。
- 3 甲は、自ら創作した意匠**イ**について意匠登録出願をしたが、取り下げた。**乙**は、その後、意匠**イ**と類似する意匠**口**を創作し、意匠登録出願をし、意匠権の設定登録を受けた。 甲が、**乙**の意匠**口**の意匠権の設定登録の際現に日本国内において意匠**イ**の実施である事業の準備をしていた場合、**甲**は、**乙**の意匠権について先出願による通常実施権を有する。
- 4 甲は、意匠イについて意匠登録出願をし、その後、補正をして、補正後の意匠イ'について意匠権の設定登録を受けた。乙は、意匠イ'を知らないで意匠イ'と類似する意匠口を自ら創作し、意匠イの出願の際は、意匠口の実施である事業の準備はしていなかったが、甲が手続補正書を提出した際現に日本国内において、当該事業の準備をしていた。甲のした補正が要旨を変更するものと認められる場合、乙は、甲の意匠権について先使用による通常実施権を有しない。
- 5 **甲**は、意匠**イ**について意匠権を有し、**乙**は、意匠**口**について意匠権を有している。意 **匠イ**の出願日は意匠**口**の出願日より前である。**甲**の意匠**イ**について意匠権が消滅した が、**乙**の意匠**口**について意匠権が存続している場合、**甲**は、**乙**の許諾を得なくても、意 **匠イ**と意匠**口**の双方に類似する意匠**ハ**を業として実施することができる場合がある。

意匠法に規定する判定制度及び鑑定制度に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 判定制度における審理対象は、登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲であることから、例えば先使用権の成否など、意匠権侵害訴訟における抗弁に該当する事実の存否は 判定制度の審理対象にはならない。
- 2 意匠法第25条に基づく特許庁の判定は、特許庁における一種の公式見解の表明であって、法律的な拘束力を有するものでない。
- 3 判定制度における審理方法は原則として書面審理によるが、審判長は、当事者の申立 てにより又は職権で、口頭審理によるものとすることができる。
- 4 特許庁長官は、裁判所から登録意匠及びこれに類似する意匠の範囲について鑑定の嘱託があったときは、3名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。
- 5 意匠法第25条に基づく特許庁の判定結果に対しては不服申立てが可能である。

意匠法第38条各号に定める間接侵害に関し、次のうち、正しいものは、どれか。なお、問題文中の甲及び乙は登録意匠の意匠権者及び実施権者ではなく、かつ業として各行為を行っているものとする。

- 1 **甲**は、「カメラ」の登録意匠**イ**と類似の意匠**ロ**を組み立てるためだけに使用される専用組立てキットを製造し海外に輸出した。この時、**甲**の専用組立てキット製造行為のみならず、専用組立てキット輸出行為も、意匠法上の間接侵害に当たる。
- 2 **甲**は、「カメラ」の登録意匠**イ**と類似の意匠**口**に係る「カメラ」の美感の創出に不可 欠な金型を製造している。このとき、**甲**が製造している金型は、「カメラ」を構成する 部品ではなく、「カメラ」の製造に用いられる道具にすぎないため、**甲**の当該金型の製 造行為が意匠法上の間接侵害に当たることはない。
- 3 **甲**は、「美容用ローラー」の登録意匠**イ**の専用品ではないが、意匠**イ**と類似の意匠**ロ**の美感の創出に不可欠な持ち手を製造している。この時、**甲**の持ち手の製造行為が意匠法上の間接侵害に該当するためには、意匠**ロ**が登録意匠**イ**に類似すること及び同持ち手が意匠**ロ**の実施に用いられることを知っている必要があり、**甲**が過失によりこれらの事実を知らなかった場合には、**甲**の製造行為は意匠法上の間接侵害に当たらない。
- 4 **甲**は、画像の登録意匠**イ**と類似する意匠**ロ**に係る画像を、電気通信回線を通じた提供のために保有している。この時、**甲**の当該保有行為は、未だ意匠**ロ**を第三者に提供する行為に至っていないため、意匠法上の間接侵害に当たらない。
- 5 **甲**は、建築物の登録意匠**イ**と類似する意匠**口**に係る建築物を建築した**乙**から、当該建築物を転売目的で譲り受けたが、現在も転売先が見つからず所有している。この時、**甲**の当該所有行為は、未だ第三者への転売には至っていないため、意匠法上の間接侵害に当たらない。

#### 【商標】1

商標の保護対象等に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、正しいものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (4) 店舗の外観については、立体商標として登録することができるが、店舗の内装については、立体商標として登録することができる場合はない。
- (p) 指定商品との関係で識別力を有しない立体的形状と識別力を有する文字からなる平面標章との結合により構成される商標は、立体商標として登録することができる場合がある。
- (ハ) 商標法第2条第1項には、「この法律で『商標』とは、人の知覚によつて認識することができるもの」と規定されているので、嗅覚で認識できる独創的な「におい」について、商標として登録することができる場合がある。
- (二) 「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の役務(小売等役務) に類似するものの範囲には、その小売等役務において販売される商品と類似する商品が含まれる場合はない。
- (ホ) 自己の製造した商品を販売する製造小売業者が使用する商標であっても、小売等役務 に係る商標として商標登録することができる場合がある。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 なし

商標法第2条に規定する商標及び標章の使用に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) 移動販売車によって飲食物を販売及び提供する飲食店が、その移動販売車に取り付けた記録媒体に飲食店名をサウンドロゴとして記録し、飲食物の販売及び提供に際して当該サウンドロゴを発する行為は、音の標章の使用に該当する。
- (p) 自動車修理業者が、修理後の顧客の自動車に自己の標章を付する行為は、自動車の修理についての標章の使用に該当する。
- (ハ) スーパーマーケットが、顧客の利用に供するショッピングカートに、自己の標章を付する行為は、「小売及び卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供」の役務(小売等役務)についての標章の使用に該当する。
- (二) 出版社が、電子出版物に自己の標章を付して、電気通信回線を通じて需要者に送信し ダウンロードさせる行為は、商品「電子出版物」についての標章の使用に該当する。
- (ホ) 石けん製造業者が、文字からなる平面商標を石けんに刻印して付する行為は、その部分に僅かな凹凸ができるので、当該平面商標の使用に該当しない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 つ
- 5 なし

商標法第4条第1項に規定する商標の不登録事由に関し、次の(1)~(1)~(1)0のうち、正しいものは、いくつあるか。

ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (イ) パリ条約の同盟国又は商標法条約の締約国のいずれでもない国の紋章その他の記章であっても、経済産業大臣が指定するものと同一又は類似の商標は、そのことを理由として商標登録を受けることができない場合がある。
- (n) その商品の産地を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなる商標は、原則として、当該商品について、需要者が何人かの業務に係る商品であることを認識することができない商標に該当するが、当該商品以外の商品については、商品の品質の誤認を生ずるおそれがある商標に該当する場合はない。
- (ハ) 商標登録出願に係る商標が、他人の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている商標又はこれに類似する商標であって、その商品について使用をするものである場合、当該商標は登録を受けることができない旨が規定されているが、当該規定に該当するか否かの判断基準時は、行政処分時である査定時又は審決時のほか、商標登録出願時となる場合がある。
- (二) 「○○」の文字からなる商標に係る商標登録出願について、「○○株式会社」という 名称の他人が存在する場合、その他人の名称のうち「○○」の部分が著名でなければ、 商標登録を受けるために、その他人の承諾を得る必要はない。
- (ホ) 外国でその政府又はその許可を受けた者が開設する国際的な博覧会の賞と同一又は類似の標章を有する商標は、その賞を受けた者が商標の一部としてその標章の使用をするものを除いて、商標登録を受けることができない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5 つ

商標権の侵害及び侵害訴訟に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 防護標章登録に基づく権利に関しては、権原なき第三者が、商標登録に係る指定商品 とは類似しないものの、防護標章登録に係る指定商品と類似する商品について登録防護 標章を使用する行為は、商標権を侵害するものとみなされる。
- 2 防護標章登録に基づく権利に関しては、権原なき第三者が、当該防護標章登録に係る 指定商品であって、その商品の包装に登録防護標章を付したものを譲渡、引渡し又は輸 出のために所持する行為は、商標権を侵害するものとみなされるが、当該行為はいわゆ る予備的行為なので、当該第三者は、その侵害の行為について過失があったものと推定 されることはない。
- 3 商標権者以外の者が、我が国における商標権の指定商品と同一の商品につき、その登録商標と同一の商標を付したものを輸入する行為は、許諾を受けない限り、商標権を侵害するが、そのような商品の輸入であっても、当該商標が外国における商標権者又は当該商標権者から使用許諾を受けた者により適法に付されたものであり、当該外国における商標権者と我が国の商標権者とが同一人であるか又は法律的若しくは経済的に同一人と同視し得るような関係があることにより、当該商標が我が国の登録商標と同一の出所を表示するものである場合には、常に、いわゆる真正商品の並行輸入となり商標権侵害が成立することはない。
- 4 地域団体商標に係る商標権を有する組合等の構成員は、当該商標権を侵害する者又は 侵害するおそれがある者に対して、当該地域団体商標に係る商標権に基づき差止請求権 を行使することができる。
- 5 裁判所は、商標権の侵害に係る訴訟において、当事者の申立てにより、立証されるべき事実の有無を判断するため、相手方が所持する書類について、査証人に対し、査証を命ずることができる場合はない。

商標権に係る使用権等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 商標権を目的として質権を設定したときは、質権者は、当該指定商品又は指定役務に ついて当該登録商標の使用をすることができる場合はない。
- 2 商標登録出願の目前の特許出願に係る特許権がその商標登録出願に係る商標権と抵触 する場合において、その特許権の存続期間が満了したときは、その原特許権者は、原特 許権の範囲内において、その商標登録出願に係る指定商品若しくは指定役務又はこれら に類似する商品若しくは役務についてその登録商標又はこれに類似する商標の使用をす る権利を有し、当該商標権者は、当該原特許権者から相当の対価を受ける権利を有する。
- 3 無効にした商標登録に係る商標権が再審により回復した場合において、無効審決が確定した後再審の請求の登録前に善意に日本国内において当該指定商品について当該登録商標の使用をした結果、再審の請求の登録の際現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。
- 4 更新登録の申請がされず、商標権が存続期間の満了の時にさかのぼって消滅したものとみなされたものの、その申請をできなかったことについて正当な理由があったため、一定期間内に更新登録の申請がされ商標権が回復した場合において、更新登録の申請をすることができる期間の経過後商標権の存続期間を更新した旨の登録がされる前に、善意に日本国内において当該指定商品について当該登録商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されていたときは、その者は、継続してその商品についてその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する。
- 5 同一又は類似の指定商品について使用をする同一又は類似の商標についての二以上の 商標登録のうち、その一を無効にした場合における原商標権者は、無効審判の請求の登 録前に当該商標登録が無効理由に該当することを知らないで日本国内において指定商品 について当該登録商標の使用をし、その商標が自己の業務に係る商品を表示するものと して需要者の間に広く認識されていたときは、原商標権者は、継続してその商品につい てその商標の使用をする場合は、その商品についてその商標の使用をする権利を有する が、当該商標権者は、原商標権者から相当の対価を受ける権利を有することはない。

商標登録出願等の手続に関し、次の(イ)~(ホ)のうち、誤っているものは、いくつあるか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- (4) 商標登録を受けようとする商標を記載した部分のうち商標登録を受けようとする商標を記載する欄の色彩(地色)と同一の色彩である部分は、商標登録出願人が、色彩を付すべき範囲を明らかにしてその欄の色彩(地色)と同一の色彩を付すべき旨を表示しない限り、商標の一部でないものとみなされる。
- (p) 商標登録出願人は、2以上の商品又は役務を指定商品又は指定役務とする商標登録出願の一部を1又は2以上の新たな商標登録出願とすることができるが、その新たな商標登録出願は常にもとの商標登録出願の時にしたものとみなされるわけではない。
- (ハ) 商標登録出願人は、通常の商標登録出願を団体商標の商標登録出願に変更することができるが、その場合は、商標法第7条第1項に規定する法人であることを証明する書面を特許庁長官に提出しなくてもよい場合がある。
- (二) 防護標章登録出願又は防護標章登録に関する手続をした者は、事件が審査、登録異議の申立てについての審理、審判又は再審に係属している場合又は審決に対する訴えが裁判所に係属している場合であれば、いつでもその補正をすることができる。
- (本) 審査官による補正の却下の決定がされた場合、当該決定を受けた商標登録出願人が、商標法第17条の2第1項において準用する意匠法第17条の3第1項の規定による新たな商標登録出願をしたときは、その商標登録出願は、その補正について手続補正書を提出した時にしたものとみなされる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5つ

商標権の設定の登録及び譲渡等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 特許庁長官は、商標掲載公報の発行の日から2月間、特許庁において出願書類及びその附属物件を公衆の縦覧に供しなければならない。ただし、当該書類又は物件のうち、個人の名誉又は生活の平穏を害するおそれがある書類又は物件であって、特許庁長官が秘密を保持する必要があると認めるものについては、この限りでない。
- 2 特許印紙又は現金をもって既に納付された登録料は、過誤納の登録料に限り、納付し た者の請求により返還される。
- 3 コーポレートカラー(企業イメージを象徴する色)を表す色彩のみからなる商標に係る商標権について設定された専用使用権は、商標権者の承諾がなくても、事実上商標権者の支配下にあると認められる者に対して、譲渡することができる。
- 4 地域団体商標に係る商標権は、その商標権について商標法第32条の2の先使用権を有する者に対してのみ、譲渡することができる。
- 5 登録料が分割して納付された場合における後期分割登録料は、商標権の存続期間の満 了前5年までに納付しなければならないが、その期間経過後6月以内に後期分割登録料 及び割増登録料を追納するためには、納付すべき者が当該期間内に納付できなかったこ とについて、その責めに帰することができない理由を要する。

商標の判定及び登録異議の申立てに関し、次のうち、正しいものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 登録商標がその指定商品の品質表示又は内容表示に該当するか否かについて、特許庁 に対し、判定を求めることができる場合はない。
- 2 登録異議の申立ての審理において、審判官は、登録異議の申立てがされた指定商品について、登録異議申立人が申し立てない理由については審理することができない。
- 3 登録異議の申立ての審理において、審判長は、登録異議申立書の副本を商標権者に送付すると共に、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。
- 4 登録異議の申立てについての審理は、書面審理によるものとし、口頭審理によるものとすることはない。
- 5 登録異議の申立てにおいて、6つの商品を指定商品とする商標登録に対し、当該指定商品のうち4つの商品のみについて登録異議の申立てをすることができ、かつ、当該申立てに係る指定商品のうち3つの商品についてのみ、その商標登録を取り消すべき旨の決定がされる場合がある。

商標の審判に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。 ただし、マドリッド協定の議定書に基づく特例は考慮しないものとする。

- 1 登録商標が他人の肖像又は他人の氏名を含む商標であることを理由とする商標登録の 無効の審判は、不正の目的で商標登録を受けた場合であっても、商標権の設定の登録の 日から5年を経過した後は、請求することができない。
- 2 商標法第52条の2第1項の審判(商標権移転による不正使用の商標登録の取消しの審判)において商標登録を取り消すべき旨の審決が確定した場合、商標権者であった者は、 当該審決が確定した日から5年を経過した後であれば、他の拒絶理由に該当しない限り、 取り消された商標登録に係る指定商品について、その登録商標に類似する商標について の商標登録を受けることができる。
- 3 商標登録について、その全ての指定商品を対象とする商標法第50条第1項の審判(不使用による商標登録の取消しの審判)が請求され、更に商標登録の無効の審判が請求された場合において、当該無効審判の審決がされる前に全ての指定商品についての登録を取り消す旨の審決が確定しても、当該無効審判の請求が取り下げられない限り、当該無効審判の審理は続行される。
- 4 商標法第50条第1項の審判(不使用による商標登録の取消しの審判)において、被請求人が取消しの請求に係る指定商品に類似する商品についての登録商標の使用を証明しても、その指定商品に係る商標登録の取消しを免れることはできない。
- 5 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があった場合において、その請求と同時にその請求に係る商標登録出願の願書に記載された指定商品又は指定役務について補正があったときは、審査官にその請求を審査させなければならない。

マドリッド協定の議定書に基づく特例等に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際登録に基づく商標権については、その商標登録が商標法第3条の規定に違反して されたときは、その商標登録についての無効審判は、その国際登録の日から5年を経過 することにより、請求することができなくなる。
- 2 国際商標登録出願については、事件が審査に係属している場合には、いつでも、願書 に記載した指定商品又は指定役務について補正をすることができる。
- 3 国際登録の日から5年の期間を満了する前に基礎登録の無効を求める申立ての手続が 開始され、当該5年の期間の満了後に当該基礎登録が確定的な決定により無効とされた 場合、国際登録は基礎登録から独立した標章登録を構成する。
- 4 マドリッド協定の議定書第6条(4)に規定するいわゆる「セントラルアタック」により、国際登録が取り消された後の商標登録出願については、当該商標登録出願の出願人が、当該国際登録の名義人であった者と同一人ではない場合は、当該出願人に拒絶の理由が通知される。
- 5 国際登録に基づく団体商標に係る商標権は、商標法第7条第3項に規定する書面を提出すれば、団体商標に係る商標権として移転することができ、また、通常の商標権として移転することができる。

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(4)~(=)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (4) 受理官庁が、国際出願として提出された明細書又は図面が誤って提出されたと認める場合、出願人に対して規則4.18(引用により含める旨の陳述)の規定に基づき国際出願の明細書に明示的に引用された非特許文献に完全に記載されている要素及び部分を明細書又は図面に含める書面を、所定の期間内に、受理官庁に提出することを求める。
- (p) 先の国際出願についての優先権の主張が国際出願に記載されていない場合には、出願人は、優先期間の満了の日から4月以内に優先権の主張を追加する書面を提出すれば優先権を回復できる。
- (ハ) いずれかの公表された出願又はいずれかの特許は、その公表の日が調査の対象となっている国際出願の国際出願日と同じ日又はその後であるがその出願の日(該当する場合には、その主張する優先日)が当該国際出願日前であるものである場合において、当該国際出願日前に公表されたとしたならば特許協力条約の国際調査に関する規定の適用上関連のある先行技術を構成したであろうとされるものであるときは、国際調査報告において特別に指摘される。
- (二) 出願人が適正な条件に従って請求した場合において、国際調査機関の調査よりも先の調査が他の国際調査機関によって行われたとき又は国際調査機関として行動する官庁以外の官庁によって行われたときは、当該国際調査機関は、国際調査を行うに当たり当該先の調査の結果を考慮することができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 2
- 4 4 9
- 5 なし

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(4)~(3)000 のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 指定官庁の国内法令は、出願人に対し、所定の翻訳文を提出するべき期間として、優 先日から30月よりも遅い時に満了する期間を定めることができる。
- (p) 国際調査は、国際特許協力同盟の総会によって選定された国際調査機関が行うものとし、国内官庁又は出願の対象である発明に関する先行技術についての資料調査報告を作成する任務を有する政府間機関を国際調査機関とすることができる。
- (ハ) 国際出願は、所定の指定官庁にするものとし、指定官庁は、特許協力条約及び規則の 定めるところにより、国際出願を点検し及び処理する。
- (二) 特許協力条約の締約国の居住者は、パリ条約の締約国の国民でなくても、国際出願を することができる。
- (ホ) 指定官庁は、同一又は類似の場合における国内出願について国内法令に定める範囲内で及び手続に従い国際出願の補充をする機会をあらかじめ出願人に与えることなく、特許協力条約及び規則に定める要件を満たしていないことを理由として国際出願を却下してはならない。
  - 1 1つ
  - 2 2 2
  - 3 3 2
  - 4 4 つ
  - 5 5つ

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次の(4)~(3)のうち、正しいものは、いくつあるか。

- (4) 国際予備審査機関が、国際出願について、明細書、請求の範囲若しくは図面が明瞭でないと認めた場合又は請求の範囲が明細書により十分な裏付けをされていないと認めた場合に限り、当該国際予備審査機関は、請求の範囲に記載されている発明が新規性を有するもの、進歩性を有するもの(自明のものではないもの)又は産業上の利用可能性を有するものと認められるかどうかの問題を検討することなく、出願人に対しその旨の見解及びその根拠を通知する。
- (p) 国際予備審査機関は、国際出願の対象の全部又は一部がコンピューター・プログラムのうち当該国際予備審査機関が当該プログラムについて国際予備審査を行う態勢にある範囲外のものである場合には、当該国際出願の全部又は一部について国際予備審査を行うことを要しない。
- (ハ) 国際予備審査の対象である国際出願が、先の出願に基づく優先権の主張を伴い、国際 出願日が当該優先期間の満了の日の後であるが、当該満了の日から2月の期間内である 場合は、当該先の出願の日が、国際予備審査における新規性及び進歩性を有するか否か の判断の基準日となることがある。
- (二) 国際予備審査報告は、国際事務局により又はその責任において作成される所定の翻訳 文、原語の附属書類とともに、国際事務局が各選択官庁に送達する。
- (ホ) 国際予備審査機関は、出願人の請求により、出願人に対し、補正書又は抗弁を提出する追加の機会を与えることができる。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 つ
- 5 5つ

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国内官庁又は政府間機関が、国際予備審査機関として選定されるためには、国際調査 機関として選定されている必要はない。
- 2 国際予備審査機関は、発明の単一性の要件が満たされていないと認めた場合において、 出願人の選択により請求の範囲を減縮し又は追加手数料を支払うことを出願人に求める ときは、その求めには、必要な手数料の額、応答期限、国際出願が発明の単一性の要件 を満たしているとは認められない理由及び国際予備審査機関の見解によれば該当する要 件が満たされることとなる減縮の少なくとも一の可能性を明示する。
- 3 国際予備審査の実施等に係る予備審査手数料は、国際予備審査機関が政府間機関である場合には、当該国際予備審査機関が定める通貨又は当該国際予備審査機関の所在する 国の通貨で、当該国際予備審査機関に直接に支払わなければならない。
- 4 国際予備審査の請求をする出願人が複数である場合には、全ての出願人が、特許協力 条約第2章の規定に拘束される締約国の居住者又は国民でなければ、国際予備審査の請求をすることができない。
- 5 特許協力条約第22条(指定官庁に対する国際出願の写し及び翻訳文の提出並びに手数料の支払)に規定する期間の満了前に、国際予備審査の請求又は選択が取り下げられた場合、常に、国際出願が取り下げられたとみなされる。

特許協力条約に基づく国際出願に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 国際調査に際し、国際調査機関がいかなる場合にも調査することが義務づけられている規則に定める資料(「最小限資料」)に、非特許文献は含まれない。
- 2 発明の単一性の要件を満たしていないとして国際調査機関より支払いを求められた追加手数料を出願人が支払わなかったために国際調査が行われなかった部分について、指定国の国内官庁は、当該指定国における効果に関する限り、常にこの部分は取り下げられたものとみなす。
- 3 国際調査報告が英語で作成されない場合、国際調査機関は英語の翻訳文を作成し、国際調査報告とともに、国際事務局及び出願人に各一通同一の日に送付する。
- 4 出願人は、特許協力条約第19条の規定に基づく補正をする場合には、最初に提出したすべての請求の範囲と差し替えるために、完全な一式の請求の範囲を含む差替え用紙を提出しなければならない。
- 5 補充国際調査を希望する出願人は、優先日から 22 月を経過する前にいつでも、補充国 際調査を管轄する国際調査機関に対して、補充調査請求を行うことができる。

意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 国際登録の名義人は、公表の延期の期間中いつでも、国際登録の対象である意匠の一 部又は全部の公表を請求することができる。
- 2 指定締約国の領域における国際登録の効果の一部又は全部に関する当該指定締約国の 権限のある当局による無効の決定は、当該国際登録の名義人に自己の権利を防御する機 会を適時に与えることなく行うことができない。
- 3 国際登録は、国際登録の日から起算して5年を最初の期間として効果を有し、所定の 手続に従い、所定の手数料を支払うことを条件として、5年の期間の更新を少なくとも 2回行うことができる。
- 4 国際登録の更新は、指定締約国の一部又は全部及び国際登録の対象である意匠の一部又は全部についてすることができる。
- 5 出願人が、国際出願に指定締約国の表示を含めない場合、すべての締約国を指定したものとみなされる。

パリ条約のストックホルム改正条約について、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 各同盟国の国内法令により正規の国内出願と認められる出願でなければ、優先権を生じさせることはできない。
- 2 正規の国内出願とは、当該国に出願した日付を確定するために十分なすべての出願であって、出願後、取り下げられ、放棄され又は拒絶の処分を受けていないものをいう。
- 3 パリ条約の同盟国において、令和2年(2020年)6月1日に出願した最初の実用新案登録出願を先の出願として、他の同盟国において、令和3年(2021年)4月1日に意匠登録出願をした場合には、当該実用新案登録出願に基づく優先権の主張は認められないが、同日に特許出願をした場合には、当該実用新案登録出願に基づく優先権の主張は認められる。
- 4 同盟国が、優先権の申立てをする者に対し、提出を要求することができる最初の出願に係る出願書類の謄本であって、最初の出願を受理した主管庁が認証したものは、所定の公証を必要とする。
- 5 特許出願人は、その特許出願を二以上の出願に分割することができるが、これは、特 許出願が複合的であることが、審査により明らかになった場合に限られる。

パリ条約のストックホルム改正条約について、次の(4)~(\*)のうち、誤っているものは、いくつあるか。

- (イ) 本国において正規に登録された商標が、他の同盟国においても、そのまま登録を認められ保護されるためには、他の同盟国への出願は、本国において正規に登録された後に 行われなければならない。
- (p) 同盟国は、出願人が他の同盟国において、現実かつ真正の工業上又は商業上の営業所を有せず、またその住所を有しない場合であっても、当該他の同盟国において正規に登録された商標について、そのままその登録を認めなければならない場合がある。
- (ハ) 同盟国は、その存在が本国の法令に反しない団体に属する団体商標の登録を認めかつ 保護することを約束する。その団体が工業上又は商業上の営業所を有しない場合も、同 様とする。
- (二) 同盟国が、いずれかの同盟国の領域内で開催される公の又は公に認められた国際博覧会に出品される産品に関し、国内法令に従い、特許を受けることができる発明について仮保護を与える際、後に優先権が主張される場合には、各同盟国の主管庁は、その産品を博覧会に搬入した日から優先期間が開始するものとすることができる。
- (ホ) 同盟国は、一又は二以上の同盟国が加盟している政府間国際機関の略称及び名称について、使用者と当該国際機関との間に関係があると公衆に誤って信じさせるようなものと認められない場合であっても、それらの模倣と認められるものの商標又はその構成部分としての登録を拒絶し又は無効とし、また、権限のある官庁の許可を受けずにこれらを商標又はその構成部分として使用することを適当な方法によって禁止しなければならない。
- 1 1つ
- 2 2 2
- 3 3 つ
- 4 4 9
- 5 5 2

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定に関し、次のうち、正しいものは、どれか。

- 1 特許の対象が方法である場合には、特許権者に、当該方法により間接的に得られた物の使用、販売の申出若しくは販売又はこれらを目的とする輸入を防止する排他的権利を 与えなければならない。
- 2 特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を得るための 方法である場合には、税関当局は、被申立人に対し、同一の物を得る方法が特許を受け た方法と異なることを立証することを命ずる権限を有する。
- 3 加盟国は、特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を 得るための方法である場合に、特許を受けた方法によって得られた物が産業上の利用可 能性のあるものであるときには、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物につい て、反証のない限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定めな ければならない。
- 4 加盟国は、特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を 得るための方法である場合に、同一の物が特許を受けた方法によって生産された相当の 可能性があり、かつ、特許権者が妥当な努力により実際に使用された方法を確定できな かったときには、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、反証のない 限り、特許を受けた方法によって得られたものと推定することを定めなければならない。
- 5 加盟国は、特許権者の権利の侵害に関する民事上の手続において、特許の対象が物を 得るための方法である場合に、特許権者の承諾を得ないで生産された同一の物について、 特許を受けた方法によって得られたものであるとの推定を覆す反証の提示に際し、製造 上及び営業上の秘密の保護に関する被申立人の利益を考慮することを要しない。

知的所有権の貿易関連の側面に関する協定の「第3部 知的所有権の行使 第1節 一般的義務」の規定に関し、次のうち、誤っているものは、どれか。

- 1 「第3部 知的所有権の行使」に規定する行使手続は、正当な貿易の新たな障害となることを回避し、かつ、濫用に対する保障措置を提供するような態様で適用する。
- 2 知的所有権の行使に関する手続は、不必要に複雑な又は費用を要するものであってはならず、また、不合理な期限を付され又は不当な遅延を伴うものであってはならない。
- 3 本案についての決定は、当事者が意見を述べる機会を与えられた証拠にのみ基づく。
- 4 加盟国は、刑事事件の無罪判決に関し手続の当事者に司法当局による審査の機会を与える義務を負わない。
- 5 「第3部 知的所有権の行使」の規定は、加盟国に対して、一般的な法の執行のため の司法制度とは別の知的所有権に関する執行のための司法制度を設ける義務を生じさせ るものである。

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 絵画や書などの美術の著作物の原作品が消滅した場合、著作権の存続期間が満了して いなくても、当該美術の著作物の著作権は消滅する。
- 2 「東京タワーは333メートルである。」という文章は、著作物ではない。
- 3 建築物の設計図は、当該設計図に従って造営される建築物が著作物に該当しない場合でも、学術的な性質を有する図形として創作性を有していれば、著作物となる。
- 4 あるプログラムが著作物として保護される場合であっても、その保護は当該プログラムを記述するための言語やルール、あるいは論理的手順(アルゴリズム)には及ばない。
- 5 複数のデータが収録されたデータベースが著作物として保護される場合であっても、 当該データベースから1つのデータのみを複製することは、データベースの著作物の複 製に該当しない。

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 著作物の原作品に、実名が著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作権を有する者と推定される。
- 2 プログラムの著作物については、法人の著作者名義の下に公表した場合でなければ、 その法人が著作者となることはない。
- 3 映画の著作物については、たとえ映画会社の発意に基づきその従業者が職務上作成したとしても、映画会社が著作者とされることはない。
- 4 人物を撮影した写真の著作物の場合、特段の契約がなければ、写真を撮影したカメラマンが著作者となり、撮影された人物が著作権者となる。
- 5 無名または変名で公表された著作物の著作者については、著作権法上、その実名を登録することができる制度があり、登録がなされるとその者が著作者と推定される。

著作権法に関し、次のうち、最も不適切なものは、どれか。

- 1 自宅の居間に飾ってある絵画の原作品に加筆することは、家庭内において利用することを目的とし、その利用する者が加筆した場合であっても、著作者の権利の侵害となり得る。
- 2 著作権法に規定する適法引用の要件を満たした引用であれば、同一性保持権侵害となることはない。
- 3 法人が著作者である著作物について、法人が解散した後、法人が存しているとすれば その意に反する改変を行い、その改変した物を頒布する者に対して、差止請求がされる ことはないが、刑事罰については告訴がなくとも公訴を提起することができる。
- 4 絵画について複製権を有する著作者は、その絵画の内容が自己の確信に適合しなくなったときは、その絵画について設定していた出版権を撤回することができる。
- 5 著作者が、未公表の美術の著作物の複製物を1人の友人に譲渡した場合、この著作物 をその複製物により公衆に展示する行為は、公表権の侵害となる。

著作権法上の著作隣接権に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 フィットネスクラブを経営する**甲**が、店内に小型モニタを複数設置し、不特定多数の 顧客に対して、受信した放送事業者**乙**のケーブルテレビ放送であるスポーツ中継を視聴 させることは、**乙**の著作隣接権の侵害となる。
- 2 大学の設置者である**甲**が、大学構内に影像を拡大する特別の装置を設置し、不特定多数の学生及び教職員に対して、受信した放送事業者**乙**のテレビ放送を視聴させることは、 非営利かつ無料で行われる行為であれば、**乙**の著作隣接権の侵害とならない。
- 3 居酒屋を経営する**甲**が、店内に影像を拡大する特別の装置を設置し、不特定多数の顧客に対して、受信した放送事業者**乙**のテレビ放送である野球中継を視聴させることは、**乙**の著作隣接権の侵害となる。
- 4 喫茶店を経営する**甲**が、レコード製作者**乙**が録音した市販の音楽レコードを再生して、 不特定多数の顧客に鑑賞させることは、**乙**の著作隣接権の侵害となる。
- 5 個人タクシーを経営する**甲**が、車内にラジオを設置し、不特定多数の顧客に対して、 受信した放送事業者**乙**のラジオ放送を聴かせることは、**乙**の著作隣接権の侵害となる。

著作権法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができるが、相続の対象にはならない。
- 2 著作権者は、他人に対して、その著作物の利用を許諾することができるが、その許諾 を受けた者は、著作権者の承諾を得た場合でも、その著作物を利用する権利を第三者に 譲渡することはできない。
- 3 レコードに収録された歌唱の実演について、著作隣接権者である実演家が不明である ため、当該実演の利用許諾を得られない場合でも、文化庁長官の裁定を受けたときは、 補償金を供託することで、利用することができる。
- 4 著作権法における出版権の設定については、書籍を紙媒体により出版することを引き 受ける者に対しては設定することができるが、電子書籍をインターネット上で送信する ことのみを引き受ける者に対しては設定することができない。
- 5 著作権者は、著作権を目的とした質権や譲渡担保を設定することはできない。

不正競争防止法上のドメイン名に係る不正競争に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 ドメイン名に係る不正競争に該当する行為は、商品等表示に係る不正競争に重ねて該当することはない。
- 2 ドメイン名に係る不正競争の保護対象については、周知性を要件としている。
- 3 ドメイン名に係る不正競争となり得る行為は、ドメイン名を使用する権利を取得し、 保有し、若しくは譲渡し、又はそのドメイン名を使用する行為である。
- 4 ドメイン名の取得の過程でドメイン名の運用指針に係る違反があったとしても、不正 の利益を得る目的でなく、他人に損害を加える目的でもなければ、そのドメイン名を使 用する権利の取得は、ドメイン名に係る不正競争に該当することはない。
- 5 自己の氏名からなるドメイン名を使用する権利を取得する行為は、その氏名が著名人 と同一であっても、ドメイン名に係る不正競争に該当することはない。

不正競争防止法上の営業秘密に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 様々な刊行物に掲載された情報の断片を集めて構成された情報が、営業秘密に該当することはない。
- 2 営業秘密を取得する際に、その営業秘密について、たとえ直接の相手方に営業秘密不 正取得行為が認められなくても、その営業秘密のその相手方への伝達の過程で営業秘密 不正取得行為が介在したのであれば、その営業秘密の取得が不正競争に該当することが ある。
- 3 営業秘密保有者からその営業秘密を示された者が、自分ではなく第三者に不正の利益 を得させる目的でその営業秘密を開示する行為は、不正競争に該当することはない。
- 4 営業秘密保有者からその営業秘密を示された者が、不正の利益を得る目的、及びその 営業秘密保有者に損害を加える目的のいずれも有さずに、その営業秘密を開示した場合、 その開示を受けた者がその営業秘密を取得する行為が不正競争に該当することはない。
- 5 営業秘密を取得した後、その営業秘密につき営業秘密不正取得行為が介在していた事 実を知った場合には、それ以降その営業秘密を使用する行為は常に不正競争防止法上の 規制の対象となる。

不正競争防止法上の限定提供データに関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 会費を払いさえすれば誰でも提供を受けられるデータについては、限定提供データに 該当することはない。
- 2 保有者が管理しているデータの全部ではなく一部だけが提供される場合、当該一部の データが限定提供データに該当することはない。
- 3 限定提供データに関し、その相当量蓄積されている情報が無償で公衆に利用可能となっている情報と同一であれば、その限定提供データを取得する行為は、限定提供データ に係る不正競争防止法上の規制の対象となることはない。
- 4 秘密として管理されている情報については、限定提供データに該当することがある。
- 5 不正の利益を得る目的で、又はその限定提供データ保有者に損害を加える目的で、人 を欺いて限定提供データを取得する行為は、刑事罰の対象となる。

不正競争防止法上の技術的制限手段に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 技術的制限手段のうち記録を制限するものは、影像、音、又はプログラムを対象とし、 それらに当たらない情報を対象とするものは、技術的制限手段に該当することはない。
- 2 技術的制限手段により制限されているプログラムの実行について、当該技術的制限手段の効果を妨げることでそれを可能にするようなサービスを提供する行為は、技術的制限手段の無効化機能を有する装置の譲渡等と異なり、不正競争に該当することはない。
- 3 技術的制限手段の無効化機能を有する不正に生成されたシリアルコードを記録した媒体を譲渡する行為は、技術的制限手段の無効化機能を有するプログラムを記録した媒体の譲渡等と異なり、不正競争に該当することはない。
- 4 技術的制限手段の無効化機能を有する装置を製造する行為は、目的を問わず、不正競争に該当することはない。
- 5 技術的制限手段の無効化機能を有する装置を輸出する行為は、そのような機能を有する装置の輸入と異なり、不正競争に該当することはない。

不正競争防止法に関し、次のうち、最も適切なものは、どれか。

- 1 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、当事者の保有する営業秘密 が公開されることにより当該当事者の事業活動に著しい支障が生ずることが明らかであ る場合、裁判所が、裁判官の全員一致の決定により、当該当事者本人の尋問の全体が終 了するまで公衆を入廷させない措置をとることができる。
- 2 品質誤認行為に係る不正競争に対する差止めの請求権者は、原則として当該不正競争 をする者と競争関係にあり、営業上の利益を害される者であるが、市場においてそのよ うな者が複数存在する場合には、それぞれが請求権者となる。
- 3 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、裁判所が相当な損害額を認 定することができるのは、損害が生じたことが認められるものの当該損害の性質上その 額を立証することが極めて困難な場合に限られる。
- 4 不正競争による営業上の利益の侵害に係る訴訟において、裁判所が営業秘密の保護の ために発することができる秘密保持命令は、命令を受けた者以外の者に当該営業秘密を 開示してはならない旨を命ずるものに限られる。
- 5 他人の不正競争により営業上の利益を侵害されるおそれがある者が、当該他人に対して、侵害の予防のみならず、侵害の予防に必要な行為を請求した訴訟において、裁判所は、当該他人が不正競争の目的又は不正の目的を有している場合に限り、当該請求を認容することができる。